

「中央環境審議会環境保健部会の小委員会、専門委員会の設置について」
の一部改定について

環境保健部会に置かれている小委員会及び専門委員会のうち、水銀に関する水俣条約対応検討小委員会を廃止するため、別添のとおり「中央環境審議会環境保健部会の小委員会、専門委員会の設置について」の一部改定を行ってよいか、お諮りする。

1. 環境保健部会に設置されている小委員会及び専門委員会

- ①化学物質審査小委員会
- ②石綿健康被害判定小委員会
- ③水銀に関する水俣条約対応検討小委員会
- ④化学物質評価専門委員会

2. 廃止する小委員会について

③水銀に関する水俣条約対応検討小委員会

廃止理由	水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策及び水銀等による環境の汚染の防止に関する計画についての審議を行うために設置され、平成 26 年 5 月から平成 28 年 7 月までに調査審議を 8 回開催し、水銀による環境の汚染の防止に関する法律、同法に基づく政省令等に定める技術的事項、同法に基づく「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」を取りまとめた。
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第 8 条
設置年月	平成 26 年 4 月
所掌事務	水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策及び水銀等による環境の汚染の防止に関する計画についての審議を行う。